

米穀の取引に関する調査について（お願い）

平素より農林水産行政にご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、米穀の取引に関しては、これまで年間の玄米の仕入数量が 500 トン以上の事業者を対象に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条第 1 項の規定に基づき報告頂いていたところです。

今回、米穀の正確な流通状況の把握が喫緊の課題となっていることから、報告対象者の範囲を広げ、全ての届出事業者を対象に下記のとおり調査を実施することとなりました。

つきましては、ご多用中の折誠に恐縮ですが、ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い致します。

- ※ 今回の調査は、これまでに提出頂いた「米穀の出荷又は販売の事業の開始届出書」に記載されている主たる事業所の住所及び名称宛てに調査票を送付しております。
住所、宛名等に不備があることを予めご了承下さい。

記

1. 報告対象者

食糧法第 47 条の規定に基づく届出事業者（主たる事業所ごと）
（届出事業者）

令和 7 年 6 月 13 日までに提出頂いた「米穀の出荷又は販売の事業の届出」に記載の主たる事務所ごと

2. 調査対象期間

（1）様式 1

- 令和 5 年 7 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日
 - ・ 令和 5 年 7 月の月初めの在庫数量
 - ・ 令和 5 年 7 月月初～令和 6 年 4 月末まで
累計仕入数量、累計販売数量、令和 6 年 4 月末在庫
- 令和 6 年 5 月：月初在庫、5 月の仕入数量・販売数量、5 月末在庫数量
- 令和 6 年 6 月：月初在庫、6 月の仕入数量・販売数量、6 月末在庫数量

(2) 様式 2

- 令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日
 - ・ 令和 6 年 7 月の月初めの在庫数量
 - ・ 令和 6 年 7 月月初～令和 7 年 4 月末まで
累計仕入数量、累計販売数量、令和 7 年 4 月末在庫
- 令和 7 年 5 月：月初在庫、5 月の仕入数量・販売数量、5 月末在庫数量
- 令和 7 年 6 月：月初在庫、6 月の仕入数量・販売数量、6 月末在庫数量

3. 回答期間

令和 7 年 6 月 30 日（月）～7 月 4 日（金）

4. 調査方法

九州農政局ホームページから調査様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえメールにより提出をお願い致します。

または、添付の調査票を記入頂き FAX により提出をお願い致します。

詳細は別紙を参照下さい。

なお、調査票をメールで提出頂く際は、ファイル名を「県名＋事業者（所）名」として下さい。

例：○○県△△(株)□□営業所など

(1) メール報告先

komezaiko_kyusyu@maff.go.jp

(2) FAX 報告先

096-211-9745

5. 米穀の取扱いが無い場合について

今回、調査をご依頼している事業者（個人含む）は、令和 7 年 6 月 13 日までに米穀の出荷・販売事業者として届出を行って頂いた事業者を対象としています。

調査期間である令和 5 年 7 月～令和 7 年 6 月末まで、または、今後、米穀の出荷・販売を行う見込みがない場合は、「米穀の出荷又は販売の事業の廃止届出書」の提出をお願い致します。

このほか、米穀の出荷・販売事業者の届出に関する、届出状況、変更、廃止に関する

るお問い合わせは、以下の連絡先にご連絡下さい。

○ 米穀の出荷・販売事業者の届出に関するお問い合わせ

九州農政局生産部生産振興課流通班

096-211-9111（内線 4428, 4424）

6. お問い合わせ

調査に関するお問い合わせは、所在地を管轄する県拠点または生産振興課（下表に記載）へご連絡下さい。

なお、お問い合わせにあたっては、「お米の流通調査」についてのお問い合わせであることをお伝えください。

管轄する区域	お問い合わせ先	電話番号（代表）
福岡県	九州農政局福岡県拠点	092-281-8265
佐賀県	九州農政局佐賀県拠点	0952-23-3136
長崎県	九州農政局長崎県拠点	095-845-7123
熊本県	九州農政局生産部生産振興課	096-211-9111 内線（4426、4443、4418）
大分県	九州農政局大分県拠点	097-532-6134
宮崎県	九州農政局宮崎県拠点	0985-22-3184
鹿児島県	九州農政局鹿児島県拠点	099-222-7528